

◇職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則の一部を改正する規則

- 1 自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱いに係る在職期間の算定方法を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和6年3月29日）から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）